

平成25年 No.35

国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項の一部を改正する要項

改正理由

事務組織改組及び科学研究費事業の名称変更に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成25年11月 6 日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成25年11月 7 日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項（平成24年 2 月 2 日制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項の一部改正について

改正理由：事務組織改組及び科学研究費事業の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (業務) 第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。 (1) 研究活動に関する年度計画の推進及び次年度計画の提案 (2) 研究活動に関する次期中期目標及び中期計画の提案 (3) 特別経費等プロジェクトの統括及び推進並びに新規課題の提案 (4) 大学と附属学校の共同研究の推進 (5) センターの研究活動の推進 <u>(6) 受託研究及び共同研究の受入</u> <u>(7) 科学研究費助成事業等外部資金導入の推進</u> <u>(8) 学内重点研究の推進</u> <u>(9) その他研究活動の推進に必要な業務</u> (組織) 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 (1) 学長が指名する理事又は副学長 1名 (2) 学系長 (3) 附属学校運営参事 1名 (4) センター長協議会議長 (5) 学長が委嘱する教員 (6) 財務課長 <u>(7) 研究支援課長</u> 〔省略〕 (庶務) 第8条 推進本部の庶務は、関係部課等の協力を得て、教育研究支援部<u>研究支援課</u>が処理する。	〔省略〕 (業務) 第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。 (1) 研究活動に関する年度計画の推進及び次年度計画の提案 (2) 研究活動に関する次期中期目標及び中期計画の提案 (3) 特別経費等プロジェクトの統括及び推進並びに新規課題の提案 (4) 大学と附属学校の共同研究の推進 (5) センターの研究活動の推進 <u>(6) 科学研究費補助金等外部資金導入の推進</u> <u>(7) 学内重点研究の推進</u> <u>(8) その他研究活動の推進に必要な業務</u> (組織) 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 (1) 学長が指名する理事又は副学長 1名 (2) 学系長 (3) 附属学校運営参事 1名 (4) センター長協議会議長 (5) 学長が委嘱する教員 (6) 財務課長 <u>(7) 教育研究支援課長</u> 〔省略〕 (庶務) 第8条 推進本部の庶務は、関係部課等の協力を得て、教育研究支援部<u>教育研究支援課</u>が処理する。

〔省略〕

〔省略〕

附 則

この要項は、平成25年11月 7 日から施行し、平成25年11月 1 日から適用する。